

議案第 3 号

瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

軽自動車税（種別割）の納期の特例規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

瑞穂町税賦課徴収条例（昭和 2 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 町長は、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該種別割の納期を納税通知書で定めることができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町税賦課徴収条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 略</p> <p>第80条から第82条 略</p> <p>(種別割の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 <u>町長は、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該種別割の納期を納税通知書で定めることができる。</u></p> <p>第84条から第91条 略</p> <p>第4節から第6節 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 略</p> <p>第80条から第82条 略</p> <p>(種別割の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>第84条から第91条 略</p> <p>第4節から第6節 略</p>